

## 沖縄県バス通学費支援事業専用OKICA取扱要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、沖縄県バス通学費支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、沖縄県バス通学費支援事業（以下「本事業」という。）で発行する専用OKICA（以下「専用OKICA」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (認定者の決定及び更新)

**第2条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、沖縄ICカード株式会社に通知するものとする。

- (1) 要綱第8条第1項の規定により、本事業の対象者の認定を決定したとき
- (2) 要綱第8条第2項及び第3項の規定により、有効期間の更新を行ったとき
- (3) 第4条の規定により、再交付申請書の提出があったとき

### (停止)

**第3条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、専用OKICAの停止を沖縄ICカード株式会社に通知するものとする。

- (1) 要綱第11条の規定により認定を取り消したとき
- (2) 要綱第12条第1項の規定により報告を受けたとき
- (3) 認定した要件を充たさなくなったとき

### (再発行)

**第4条** 本事業の対象者として認定した者は、専用OKICAを破損、汚損又は紛失したときは、専用OKICA再交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項に係る書類は、高校生等が在学する高等学校等に提出するものとする。

### 附 則

この要領は、令和2年7月2日から施行する。

